年　　月　　日

総務部○○課

内線：

|  |  |
| --- | --- |
| 社員番号 |  |
| 所属 |  |
| 氏　名 |  | 殿 |

**社会保険料変更のお知らせ**

●年●月より、下記②の事由によって貴方の標準報酬月額および社会保険料が変更になります。なお、当月分保険料の徴収は翌月給与にておこないますので、新保険料に基づく給与天引きは、
●年●月給与より適用となります。

**①社会保険料変更**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 標準報酬月額(千円) | 健康保険料 | 厚生年金保険料 | 合計 |
|  | 健康保険 | 厚生年金 | 健康保険 | 介護保険(※1) | 健康保険小計 | 厚生年金 |
| **新** | 　　　千円 | 　　　千円 |  |  |  |  |  |
| 従前 | 　　　千円 | 　　　千円 |  |  |  |  |  |
| 新旧差額 |  |  |  |  |  |  |  |

※1：介護保険料徴収の対象者は、40歳以上65歳未満の被保険者となります。

**②変更事由：該当するものに○**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 該当 | 変更事由 | 概　要 |
|  | 定時決定 | 7月1日現在の被保険者全員について、年に一度の標準報酬見直しをおこない、9月から新報酬月額を適用します。 |
|  | 随時改定 | 昇給や降給などにより固定的賃金に変動があったときに、対象者の標準報酬の見直しをおこなうことがあります。 |
|  | 産前産後休業終了時・育児休業終了時の改定 | 産前産後休業・育児休業等を終了した人が復帰した際、短時間勤務や所定外労働の免除等によって休業前に比べて報酬が下がる場合、被保険者の申し出により標準報酬の見直しをおこないます。 |
|  | 介護保険該当年齢に到達 | 40歳以上の方は介護保険に自動的に加入します。社会保険での「満40歳に達する日」とは「誕生日の前日」になりますので、誕生日前日の属する月（給与天引きはその翌月）より介護保険料の負担が発生します。 |
|  | 保険料率の変更 | 法改正による保険料率の変更がおこなわれます。社会保険料は、標準報酬月額に下記の各保険料率を乗じて算出します。[被保険者負担分における保険料率] （変更になった保険料のみ記載） |
| （↓該当するものに○） |
|  |  | 厚生年金保険料率 | 新料率 |  | ／1000 | **←** | 旧料率 |  | ／1000 |
|  |  | 健康保険料率 | 新料率 |  | ／1000 | **←** | 旧料率 |  | ／1000 |
|  |  | 介護保険料率 | 新料率 |  | ／1000 | **←** | 旧料率 |  | ／1000 |
|  |  | 雇用保険料率 | 新料率 |  | ／1000 | **←** | 旧料率 |  | ／1000 |